

令和元年度（2019年度）

第2回八王子市総合教育会議
議事録

日時 令和元年（2019年）10月2日（水）
場所 議会棟4階第3・第4委員会室

第2回総合教育会議次第

1. 日 時 令和元年（2019年）10月2日（水）
 2. 場 所 議会棟4階第3・第4委員会室
 3. 議 題
 - (1) いじめに関する報告書の内容を踏まえた今後の対応について
 - (2) 生涯学習スポーツ部及び図書館部における各計画の策定について
 - (3) その他
-

八王子市総合教育会議

構成員（6名）

八王子市長		石 森 孝 志
八王子市教育委員会	教育長	安 間 英 潮
八王子市教育委員会	教育委員	柴 田 彩千子
八王子市教育委員会	教育委員	笠 原 麻 里
八王子市教育委員会	教育委員	伊 東 哲
八王子市教育委員会	教育委員	川 島 弘 嗣

説明員

財務部長	立 花 等
子ども家庭部長	小 俣 勇 人
学校教育部長	設 楽 恵
学校教育部指導担当部長	斉 藤 郁 央
生涯学習スポーツ部長	小 山 等
図書館部長	佐 藤 宏

事務局

総合経営部若者政策課長	中 山 あずさ
学校教育部学校教育政策課長	橋 本 盛 重

【午後1時30分開会】

○植原総合経営部長　それでは、定刻になりましたので、只今から、令和元年度第2回八王子市総合教育会議を開催いたします。

○植原総合経営部長　初めに、市長から挨拶をお願いいたします。

○石森市長　皆様、こんにちは。今年度第2回目の総合教育会議となりますけれども、教育委員の皆様方には、何かと御多用の中、御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

また、新たに川島委員に御就任いただきました。これまで、小学校PTA連合会の会長、あるいは青少年問題協議会委員等、さまざまな業績を収めてこられた経験を活かされて、大事な八王子の子どもたちの健やかな成長に向けてお力添えいただければと、そのように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

昨年9月に、八王子市内中学校に通う生徒が、自ら命を絶つという大変痛ましい事件がございました。私自身も大変残念なところがございますけれども、その件を受けまして、今年8月30日、いじめ問題対策委員会調査部会から調査報告書が公表されました。具体的な提言も頂戴しておりますので、その内容を真摯に受け止めながら、しっかりとこれから対応していきたいと思っております。引き続き、委員の皆様方とも協議を進めながら、二度とあのような痛ましい事件が起きないような再発防止に向けてこれからまたしっかり前進をしていければと、そのように願っているところであります。

今日も、活発な忌憚のない御意見等をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○植原総合経営部長　ありがとうございます。

続きまして、教育長、お願いいたします。

○安間教育長　本日は、貴重な機会を設けていただきまして、ありがとうございます。これまでも八王子市におきましては、この総合教育会議を通じまして、市長と教育委員会との間で緊密に連携・協力しながら教育行政を進めてまいりました。ソフト面では、市長の公約でもあった学校運営協議会の全校設置を本年度実現させましたが、問題はこれから、中身の問題でありまして、いかに地域の学校としてそのソフト面が充実できるのかというのが我々にとっての大きな課題であると思っております。また、ハード面におきましては、喫緊の課題となっております学校施設の再編につきまして、今年から本格的に市長部局と一体となって取り組むことができるようになりました。これも大きな成果ではないかと感じているところでございます。

今も市長から御紹介がありました、新教育委員といたしまして、地域の重鎮であられる川島氏を迎えることができました。今後も、協議、調整の場としてこの総合教育会議を通じまして、より一層、市長と教育委員会との連携を深めて、八王子市の教育のさらなる充実に向けて、5人一丸となって一層努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○植原総合経営部長　ありがとうございます。

続きまして、10月1日付で川島委員が新たに教育委員に就任されました。今回初めての総合教育会議ですので、御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○川島委員　皆様、こんにちは。このたび教育委員に就任いたしました川島弘嗣と申します。先ほど市長からも御紹介いただきましたけれども、私自身この5月まで小学校のPTA会長を5年間ずっと務めてまいりまして、あと、市内の小学校のPTA連合会の会長等も務めさせていただきました。その中で、八王子は広いですが、いろんな地域の保護者の方と意見を交換することも多々ありました。また、地元では地域のまちづくり、そちらに住民協議会という組織があるんですけど、その地域のまちづくりの運営にも少し関わっていました。保護者枠ということですので、皆様、いろんな保護者の方、地域の方の意見をこういう場にお伝えして少しでも八王子の教育行政のためになればと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○植原総合経営部長　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の署名委員を指名いたします。出席者名簿の3番、柴田委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をいたします。次第のほか、配付資料1番から5番の資料がございますでしょうか。よろしいですか。

○植原総合経営部長　本日の議題に入ります。

協議・調整事項の1、いじめに関する報告書の内容を踏まえた今後の対応についてです。八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会の調査部会による調査報告書の内容について、学校教育部長から説明をお願いいたします。

○設楽学校教育部長　では、説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

いじめを許さないまち八王子条例第12条第4項に基づき、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会に調査部会を設置し、平成30年11月28日より調査を進めた結果として、令和元年8月30日に公表した調査報告書の内容について、報告をいたします。

それでは、資料1を御覧ください。

2の調査結果につきましては、調査報告書の第3章、本件の検証から抜粋して説明いたします。

なお、調査報告書では、事故に遭われた生徒をAさん、AさんとSNS上でやりとりしていた陸上部の先輩をBさん、Aさんが1年生の時に在籍していた中学校を甲中学校、2年生になり転校した中学校を乙中学校と表記しています。

調査結果のうち、初めに、(1)いじめの有無についてですが、今回の調査において、いじめ

と認定された行為は、アとして、平成29年7月下旬ごろに行われたBさんからAさんに対するメッセージの送信、イとして、平成29年10月7日から8日にかけて行われた同学年部員からAさんに対するメッセージの送信の2件となります。そのうち、アにつきましては別紙(1)のアを御覧ください。

調査報告書「第3章、本件の検証、第1節、いじめ防止対策法推進上のいじめについて、2、Bさんについて」から抜粋して説明いたします。

そこには、(1)平成29年7月下旬頃、練習を休みがちなAさんがSNS上で家族旅行について触れたところ、Bさんはラインのステータスメッセージに「自慢ですか」または「自慢かよ」と書いた。これを契機に、AさんとBさんとの間で非難の応酬があった(7月下旬の出来事)。そのやりとりにおけるBさんからAさんへのメッセージの発信は、Aさんに心理的苦痛を感じさせるものであったと推認され、法のいう「いじめ」に該当する。

なお、法のいう「いじめ」概念の広範性に留意しつつ、公平の見地から付言すると、このやりとりにおけるAさんからBさんへのメッセージの発信も、Bさんに心理的苦痛を感じさせるものであれば、法のいういじめに該当することになる。(Aさんは入部したばかりの1年生であり、Bさんは最上級生の3年生である。法のいう広範な「いじめ」概念を前提とすると、このような立場の違いは、「いじめ」を否定する要素にはならないものの、「いじめ」の影響を評価する際には考慮すべき要素である。)と書かれています。

また、イにつきましては、別紙(1)イを御覧ください。調査報告書「第3章、本件の検証、第1節、いじめ防止対策推進法上のいじめについて、3、その他の甲中学校陸上部員について」から抜粋して御説明します。

そこには、(2)その中で特定できるものとして、同学年の部員による「足が痛くても来られるでしょ」との趣旨のステータスメッセージの発信がある。これは、平成29年10月7日から8日にかけての学校対抗大会に、前日は参加すると言っていたAさんが来ず、部員らからのSNSでの問い合わせに、「足が痛くなった」とAさんが答えたのに対して発せられたものである。このメッセージの発信はAさんに心理的苦痛を感じさせるものであり、法のいう「いじめ」に該当する。

なお、メッセージの内容そのものは状況に即したものと評価されるが、法における広範ないじめ概念は、受け手の心理的苦痛に着目して「いじめ」を定義しており、状況との対応関係は「いじめ」を否定する要素とはならない。なお、この生徒はその後、手紙を通してAさんに真摯な謝罪をし、友人関係を回復させている点を付言する、と書かれています。

以上のことから、アとイの二点の行為については「いじめ」であると認定されています。

次に、(2)いじめと不登校の関係についてです。別紙(2)を御覧ください。調査報告書「第3章、本件の検証、第3節、いじめと不登校・自殺との関係、1、いじめと不登校の関係」から抜粋して説明します。

そこには、Aさんの置き手紙(遺書)には、「ずっと言っていなかったからここでいうけど、中1の時、学校に行かなくなったのは部活が理由です」とある。甲中学校での平成29年度1

学期において、Aさんは、陸上部で充実した日々を送り、欠席は1日の病欠のみであった。しかし、法でいういじめに該当する行為を含む陸上部での一連の出来事を経て、Aさんは学校での居場所を失い、不登校となり、それが長期化した。「いじめ」が不登校重大事態の契機となっており、両者の間には直接的な関連性があると書かれています。

以上、いじめと不登校との間には直接的な関連性があるとされています。

次に、(3) いじめと自殺との関係についてです。別紙3、裏面、(3)を御覧ください。調査報告書「第3章、本件の検証、第3節、いじめと不登校・自殺との関係、2、いじめと自殺の関係」から抜粋して御説明します。

そこには、一方、当部会は、いじめと自殺の間には、いじめと不登校の間に見られるような直接的な関連性は認められないものと判断した。その理由は、いじめに該当する行為とAさんの自殺との間に相当の期間が経過しており、その間に、不登校の長期化、転校、転校後の不登校、進路の課題への直面等、さまざまな要素が介在している点である。いじめ当時、Aさんが負った心理的苦痛の程度は軽視できないものではあるものの、直ちにAさんを自殺に追い詰めるものではなかった。それから数カ月、あるいは1年以上を経た平成30年8月28日に、その苦痛自体がいじめ当時よりも大きな比重でAさんの心を占め、自殺に駆り立てたとは考えにくい。仮に転校後もいじめが続いていたのであれば別途の検討が必要であるが、前述のとおり、本件では転校後のいじめは認められなかった。Aさんの置手紙（遺書）も、甲中学校陸上部での出来事を中1の時学校に行かなくなった理由としているが、自殺をする直接の理由とは表現していない。部活動での出来事後、不登校をして、「私も、だんだんどうして学校に行けなくなったのか、行きたくないのかもわからな」い状態や、「転校することになって、行ったけど人見知りで全然うまくいかない」状態を経て、「この先のことを考えると物すごく焦るし、ちゃんとしなきゃって思うけど、思っているだけで何にもできない」状態となり、「毎日、早く死にたいって思」う心境に達したと自らの心の内を表現しているのである。Aさんが自殺に至る心理については、いじめ以後の経緯をも含めて考察する必要がある。これについて、節を改めて述べることにする、と書かれています。

以上、いじめと自殺との間には直接的な関連性は認められないと判断されています。

次に、3、本件経緯の中での課題・問題点についてですが、調査報告書では「第3章、本件の検証、第5節、本件経緯の中での課題・問題点」において、資料にあります(1)から(8)までの8点が挙げられており、その内容は、初期対応での問題点として、学校と保護者との信頼関係の不成立や生徒指導上の問題点、いじめ及び重大事態の理解に関する問題点、学校における組織的対応の不十分さ、SNS教育の課題、いじめ指導と不登校支援、部活動やクラスにおける生徒集団の対人的つながりの問題、Aさんの希死念慮、相談機関の未活用について御指摘をいただいております。

最後に、4、再発防止のための提言についてですが、調査報告書「第4章、再発防止のための提言」において、資料にあります(1)から(8)までの8つの提言が挙げられており、その内容は、隠れた重大事態の洗い出し、不登校重大事態への対処、柔軟かつ機動的な第三者調

査、いじめ抑止に向けた取組の強化、SOSの受信力・発信力の向上、マルチチャンネルによる「つながり」形成と組織的対応の強化、SNS教育、生と死の教育、「いのちを考える日」の制定について御提言をいただいております。

教育委員会といたしましては、御指摘いただきました課題・問題点並びに再発防止のための提言について1つ1つを真摯に受けとめ、子どもたち一人ひとりの命を守るとともに、いじめ問題への対応に全力で取り組んでまいります。

報告は以上になります。

○植原総合経営部長　それでは、続きまして、教育長から、教育委員会としての対応について、御説明をお願いいたします。

○安間教育長　座ったままで失礼いたします。

8月30日に報告書を受け、我々で課題や問題点、再発防止のための提言等を共有し、できることからすぐに取り組んでいきたいと、そういう思いで、教育委員会の内部で教育委員と具体的な施策について検討してまいりました。本日は、我々の考えた方策などを提案という形でお話しさせていただきたいと思っております。

このいじめ防止対策、早急に八王子市として全力で取り組んでいきたい、いかなければならないのですが、その際には、この報告書の中にあります、先ほど学校教育部長から説明のあった8つの提言を参考にさせていただきました。A3判の資料ですが、左側にその提言の1から8までございます。その右側にそれに関する現状と課題という形で、まずはこの8つの提言を分析させていただきました。中身は確かに御指摘のとおりであるというような部分が多々ございましたが、一番ポイントになっているのは一番上の隠れた重大事態、これをしっかりと把握することではないかと感じている次第です。

この8つの提言を分析いたしますと、大きく2つの視点、御指摘をいただいております。その2つというのは、学校の指導體制への支援という視点、これが右側の上の部分に当たります。それともう1つが、その下の子どもたちに対する直接的な支援、大きくこの8つの提言の中身を見ていきますと、右側にありますこの2つの視点に分けられると思っております。

学校の指導體制への支援につきましては、学校の日常の営みにおいて担任や学年のみでケースを抱えて対応するのではなくて、異なった視点を有する専門家、提言にはマルチチャンネルという言葉が使われておりましたが、マルチチャンネルでケースに向き合い、管理職を中心に置くチームとして学校が組織的にケース対応をする体制づくり、これについて御提言をいただいたものと思っております。そのために、具体的な施策といたしまして、右側上の学校に対する支援の2つ目と3つ目ですが、教育内容の専門的な知見とは異なる法律に関する専門家であるスクールロイヤー、また心理の専門家であるスーパーバイザーによる支援体制、これを構築してまいりたいと考えております。さらに、一番上に戻りますが、今後10名に増員する計画であるスクールソーシャルワーカー、これをぜひ前倒しして配置をしていきたい、このスクールソーシャルワーカーに対しては、学校だけでは手が回らない不登校児童・生徒の家庭支援、これを行ってまいりたいと考えております。

なお、冒頭申し上げたとおり、隠れた重大事態の発見につきましては、昨年から保護者が些細な変化を見逃さないで学校と情報共有をしていくため、子ども見守りシートなどの取組を始めておりましたが、この状況把握のための取組を継続して実施していきたいと考えております。

次に、子どもに対する直接的な支援についてです。

言うまでもなく、子どもたちが現実の社会を生きていくための具体的な力をつけていく、ということが学校教育の本質的な役割です。特に、人間関係調整能力や情報リテラシーについては、学校の教育課程に位置づけ、これまでも計画的に実施してきました。しかし、提言にもありますように、もう少しそれを具体化、実効化していかなければならない。そこで、現在の学校の教育課程に加えて、いじめの原因の1つでもある人間関係のトラブルを防ぐために、具体的な人間関係のあり方・作り方、いじめ回避の方法、いじめを見た時の対応の仕方、またSNSの適切な使い方などを具体的に指導していく、そういったものを加えていく必要があると考えました。

これまで、こうした特別なプログラムを実施するとすると、指導課で指導計画を作り、教員を対象に研修・説明をして、授業を行うというのが一般的な対策でした。しかし、緊急でもありますし、また内容が高度化しています。専門性が必要です。さらに言うと、子どもへのインパクトということもあります。さらに、それに加えて教員の負荷、これを考えても、外部の人材を活用して、もう既に効果が高いとされている多くの予防プログラム、これを実施することが効果的ではないかと考えております。今後は、この中に小学6年生、中学1年生と書かれておりますけれども、市内の小学6年生全員に専門家によるSNS教育を、中学に進学したばかりの1年生全員に対していじめ防止プログラムを、既に研究して成果の上がっている専門的な研究機関の力を借りて実施していきたいと考えているところでございます。

さらに加えて、いじめを許さないまち八王子条例、この趣旨を広く市民全体に伝えるために、命について真摯に向かい合える「命を考える日」、今年度、試行として9月に行いましたけれど、来年度から本格的にこの「命を考える日」を制定して、その前後での取組を実施してまいりたい。また、この前後での取組に関しては、図書館を子どもたちの居場所にできるような形で、教育委員会が部署ごとに分かれているのではなく、一体となって取り組んでいくというような体制もでき上っております。さらには今後、市長部局でも、夏休み期間であるとかその前後であるとか、そういったところに子どもの居場所を作ってあげる、逃げられる場所を作ってあげる、そのような取組も全市的に行っていきたいなという夢は描いているところでございます。

概要について説明させていただきましたが、各教育委員が、それぞれの施策に対して思いがございましたので、ぜひ聞いていただきたいと思います。

○植原総合経営部長 分かりました。それでは、早速、今、御発言にもありましたように、教育委員の皆様からお話を伺いたいと思います。

それでは、初めに伊東委員、お願いできますでしょうか。

○伊東委員 失礼いたします。

私からは、提言3のいじめ抑止に向けた取組強化と関連させて、私見を述べさせていただきますと思います。

調査報告書において提言された8つの項目につきましては、どれも極めて重要であると思いますし、市教育委員会と学校が連携を図り、学校現場において着実に実施できるように取り組んでいかなければならないと認識しております。私も教育委員としてこの調査報告書の提言を真剣に受けとめ、学校や教員一人ひとりの対応力を高める取組について努力していきたいと考えております。

提言では、いじめはどの集団においても生じ得る。いじめに至りそうな心と向き合う等の考えに基づいた抑止や対処に力点を置いたあり方も大切になってくる。また、日々の生活の中での個々人の観察や集団内での人間関係のアセスメント等がいじめの抑止に向けた第一歩につながると思われる。また、アンガーマネジメント教育やリラクゼーション法、構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニングなどを指導や支援の場に導入するなど気持ちの整理のあり方を扱うような活動も有用になってくるだろうという、こういった趣旨の内容が示されております。

そうは言いますが、学校現場の状況としては、一人ひとりの教員は日常の教科指導や生活指導、中学校であるならば部活動指導に追われて、提言で述べられているような取組が、現在のところ必ずしも、八王子市だけではないと思いますけど、十分ではないという状況にあると私は考えております。

先ほど教育長からもお話がございましたけれども、こうした中で、今、学校が直面しているいじめ問題や不登校問題に関わる課題として私が考えておりますことは、当たり前のことと言われるかもしれませんが、まず第一に学校全体としての組織力を高めていくということが1つ重要であると思っております。

それから、第二としては、若手からベテラン層の教員一人ひとりが児童・生徒理解に関わる対応力を高めるという、組織力と同時に教員一人ひとりのレベルアップが必要であると思います。それから、第三として、児童・生徒自身、自分の気持ちを整理したりコントロールしたりする力を身につけるためのトレーニングを行うと、こういった3つの対応といたしますか、課題といたしますか、これから取り組むべきことがあるのではないかなと私自身は整理しております。

具体的な取組として、特にそのいじめ問題や不登校問題を未然に防止したり、早期に発見したり、解決したりできるようにするためには、学校には校務分掌というのがあって生活指導部というようなものがあるんですけども、こういった校務分掌組織と学年の組織、こういったものが連携して学校全体の組織力を高めていくと、こういったことが重要です。そういった組織力を高めるためには、学校経営のトップリーダーである校長のマネジメント能力がやはり重要でございます、その校長のマネジメント力を高めるための研修、こういったものが改めて必要かなと思っております。例えば、PTA組織や学校運営協議会を活用するとか、こういったことも含めて、校長先生方の力を高めていくような研修を定期的に行うことが重要であると思っております。

また、教育委員会の内部においても、学校の取組状況を管理するための例えば非常勤のスーパーバイザー、これは退職校長先生のような方で良いと思うのですが、こういった方を複数名置いていただいて、それぞれの学校の例えばいじめ問題の対処状況、あるいは不登校問題への対応状況、こういったものをウオッチしていくような体制を構築していくと良いのではないかと考えています。

それから、もう1つ、直接、児童・生徒と関わる一人ひとりの教員の力量を高めるために、今年度から各学年の特定の学年に導入してもらいましたQU調査があるんですけども、これを最大限に活用していくことが有効であると、私は確信をしております。また、このQU調査を実施する当該学年だけでなく、全学年でもこの調査の趣旨や方法を理解するための研修を行い、それぞれの教員が自分のクラスの状況を複数の教員でアセスメントできるようにするための校内研修やOJT、こういったものを定期的・継続的に徹底的に行うということが有効であると思います。

そして3番目、児童・生徒自身にもいじめ問題や、あるいは命の大切さに関する正しい知識やスキルを身につけることができるよう、これまでも行っている道德の授業を中心とした心の教育を着実に実施していくとともに、総合的な学習の時間や特別活動において、例えば東京都教職員研修センターが開発したいじめ防止プログラムといったものを用い、授業を行うとか、先ほど教育長からお話がありました、いじめ防止プログラムは民間でも開発しておりますので、こういったことをしっかりとやっていくといったことが考えられます。

専門的な表現で恐縮ですけど、QU調査をもとにして学級の状況を把握した上で、社会性や対人関係能力を身につけられるためのソーシャルスキルトレーニングとか、報告書の中にも出ておりますけれども、構成的グループエンカウンターという手法があるんですが、こういった人間関係づくりを行う上でのスキルトレーニング、こういったことを子どもたちに学ばせる、こういったことも必要かなと考えております。

いずれにいたしましても、いじめ問題や不登校問題、こういったものはどの学校にもどの学級にも起こり得る生徒指導上の基本的な問題でありますので、また、学校現場においては毎年、大量の若手教員とか他地区からの教員が異動してきて新陳代謝が非常に激しい状況でございますので、学校としての共通理解を図っていくための校内研修とかOJTを繰り返し行っていく、こういったことが非常に重要かなと考えております。イベント的なことも重要で、そういった意味での施策も本当に大切ですけども、繰り返しになりますけれども、何よりも大切なことは学校としての組織力と一人ひとりの教員のレベルアップ、これを同時に行っていくと、これがいじめ問題ですとか、あるいは不登校といった基本的な生活指導上の課題に対応できる、遠回りのようではありますが私は一番効果がある方法ではないかなと考えております。

私からは以上でございます。

○植原総合経営部長　ありがとうございます。

続きまして、笠原委員、よろしいですか。お願いいたします。

○笠原委員 座ったまま失礼いたします。

今回の調査報告書につきましては、大変内容が丁寧かつ冷静な判断のもとに書かれていると拝読させていただきました。この報告書自体から学ぶものがとても多く、各現場、これを見られる立場にある方たちには、ぜひしっかりと目を通していただければと心から思っておりますし、私たちもしっかりと学ぶべきと考えております。その上で、この中の提言につきまして、提言の4及び7について述べさせていただきたいと思っております。

ここで提言4におきましては、子どもの発するSOSを敏感にキャッチする大人側の受信力というものを高めよう、ということが求められているわけです。もう一方で、子どもが安心して発信できる環境づくり、子どもの発信力というものにも触れられていますけれども、実際に本当につらい時、特に重大な状況にある子どもの場合、本人が発すること自体が難しいということは周知のことでありまして、それをいかにキャッチできるかということにかなり力を注がなければいけないかと思っております。そのようなことをするために、特にその微妙なSOSをキャッチする大人側の相応のトレーニングが必要、ということになるわけですけれども、これに関しましては、今、伊東委員の方から現場の先生方のトレーニングということをしかりと述べていただきましたが、こと重大な案件に関しましては、むしろある程度専門な者が立場をもって対応する必要が出てくるかと思っております。その時には、本来でしたらスクールカウンセラーですとか、それからスーパーバイザーなどが制定されましたので、そういった人材が当たるわけですけれども、そのさらにスーパーバイザーとしての学校心理士スーパーバイザーというものを今回提言の中で対応として、支援の対策として提案されています。

この学校心理士スーパーバイザーというのは一体何をするのかということなんですけれども、二点、具体的な対応のあり方を提案したいと考えています。

一点は、定期的なケース検討会を丁寧に行うということです。このケース検討会というのは机上の空論では全くなくて、現実、実際にあった事例をみんなで提示し合いながら、具体的に言うと1例につき1時間ないしは1時間半ぐらいの丁寧な時間をかけて、その事例に当たった、大抵の場合はスクールカウンセラーですとか、スクールソーシャルワーカーから事例を出していただいて、それをその現場に参加できるメンバーも完全な守秘義務を持ったものとするにしまして、20名ぐらいのあまり多くない人数で丁寧なケース検討を行うということです。そして、それをスーパーバイズするのが学校心理士スーパーバイザーの役割になります。これはその事例のスーパーバイズを受けている心理士やソーシャルワーカーの力になるばかりではなく、そこに参加している20名が力をつけていくという現場になります。そして、これを可能であれば月に1、2回行うということで、事例を重ねていくことで現場のスーパーバイズ力、スクールカウンセラーたちの力をつけていくということになります。スキルアップですね。

それに加えて、二点目としましては、特に重大事例の検討会は随時行うということが必要になっていきます。特に現場でこれは大変な案件が起こっているということがキャッチされた時に、当然ですけれどもスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが抱えるべきではないので、その随時、学校心理士スーパーバイザーのスーパーバイズを仰げる、これはたくさ

ん集まる必要はなくて、その実際に当たっている方がスーパーバイズを受けて現場で対応ができるという仕組みです。これは恐らく年間10例ぐらいが上がってくる可能性があるのではないかと思いますので、そういったことが対応できるような学校心理士スーパーバイザーの配置があると望ましいのではないかと考えます。この重大事例に関する検討会につきましては、提言1にありましたような隠れた重大事態の洗い出しということにも役立っていくと考えます。

そしてもう一点、提言7について述べさせていただきます。ここで生と死の教育ということが述べられております。この中でも特に死というものにちゃんと向かい合うということが、今現代の子どもたちにとっては非常に現実的ではないものに置きかわっている可能性があります。例えばゲームの中で何か死ぬとか、死ぬという言葉で友達を罵倒するとか、そういったことが果たして現実の死と結びついているのかどうかということを考えますと、本当の死というのはどういうものなのかということにきちんと向かい合う必要があるかと思えます。そういう意味では、死について大人たちが避けない、回避しないということが重要かと思えます。大人たちはついつい子どもが「死にたい」などという言葉を使うと「そんなことを言うものじゃありません」みたいにふたをしようとする傾向もあります。けれども、これでは子どもたちから本当のその気持ちは出せない、もうむしろ言っちゃいけないんだというふうに思ってしまうので、例えば死にたいという子がいた時に真正面からその死にたいという気持ちを「あなたが本当に死にたいのかな、それとも死にたいほどつらいのかな」と言って向かい合う力を大人が養わなければいけない、そのための生と死の教育という向き合い方に力を注ぐということはとても貴重なことではないかと思えます。

この本当に8つの提言、どれも大事なのですがけれども、二点について述べさせていただきます。

○植原総合経営部長　　続きまして、川島委員、お願いできますか。

○川島委員　　私も先日の報告書を拝見させていただいて、大変丁寧に作成されている報告書だなと思いました。その提言を受けまして、私の方からは、8つの提言の中から、5の「マルチチャンネルによる『つながり』の形成と組織的対応の強化」についてお話しさせていただきます。

まず、提言の内容ですが、簡単に抜粋させていただきますと、本人は学校の関係者の誰かにつながっていたら、いじめ対応にしても不登校支援にしても異なった展開となり、全く違った結果となっていたかもしれない。そうしたことから、学校の日常の営みにおいても、担任や学年のみならず、異なった視点を有する専門家等も含めたマルチチャンネルでコミットし、管理職を中心に置く「チーム学校」として、組織的に対応することが肝要である、ということ。また、将来的にはスクールロイヤーの登用など、事態の解明や改善等を目的とした第三者的視点を導入するような体制づくりの強化も期待されると、こういうふうに提言ではいただいております。

確かに、現状では、一度、子どもたちの友好関係ですとか先生方との信頼関係がちょっとうまくいかなくともう、自分は誰かにつながっているのかな、誰かに必要とされているのかな、どうしたら良いんだろうと、つながっている感覚自体が持てないお子さんがたくさんいら

っしやると思うんですね。それは、そういう話を多分御家庭でして、今度は御両親、保護者の方が学校なりどこともつなげられない、地域ともつなげられないというふうに思ってしまう方がおそらく多数いらっしゃると思うんです。地域では、学校でちょっと問題があったら、PTAとはまた別で、有志で子どもたちのために少し見回りしよう、という動きがある地域もあります。それは純粹に子ども目線の取組であり、何か問題があったから学校に報告するだとか、警察に相談するなどということはもう一切抜きで、子どもたちの相談相手になりたいと思って動いている地域もあります。こうしたマルチチャンネルというのは大変大切だなというふうに思っておりまして、本市でも前から誰か相談できる大人を一人持ちましょう、というような流れがずっとあったと思うんですけど、そこがこの提言につながってくるのかなというふうに考えております。

また、専門家等を含めた知の学校というお話もありますが、先ほど伊東先生の方からも組織力の強化というお話がありました。実際、第三者的な視点を導入する体制というのは、本当に必要だなと思います。これは最初の報告のところでも話がありましたけれども、報告の3の(1)のA、「学校と保護者との信頼関係の不成立」が非常に大きなところだなと私は思っています。実際のところ、私も夜、学校に行くと、夜の9時、10時、保護者の方がいらして、廊下に聞こえるぐらい大きい声で先生にお話しされているという場面も何度か目にすることがあります。そうすると、そこでは保護者も先生を信用できないし、先生もなかなか保護者の方に歩み寄ることが難しくなってしまうということがあるかと思うので、この第三者的視点を導入するというのは非常に大切だなと考えております。

また、子どもに関して言いますと、これは資料2「子どもに対する支援」の一番上のところ、「スクールカウンセラーによる面談」については、提言の5にも大切にしてもらいたいと思います。というのは、なかなか相談する機会がない、相談した経験がない子どもの多くは、誰に相談したら良いかも分からないし、どういうふうに相談したら良いかも分からないし、何か相談することが悪いことなんじゃないかなというふうに思ってしまうと思うんですね。ですので、提言では小学校5年生と中学1年生はスクールカウンセラーに面談をするとありますけれども、これはぜひ実施していただいて、そういう環境が普通なんだよということをまず子どもに知ってもらい、何かあった時にはすぐに相談してもらえる環境を作っていくということが非常に大切かなと思っています。

また、学校の方に関しましては、先ほどあった事例をちょっと申し上げましたけれども、やはり感情的になってしまってなかなか物事がうまくいかないということもあろうかと思っておりますので、学校の心理学ですとか専門的知識を持った方にスクールソーシャルワーカー、カウンセラーに指導・助言をしてもらえるなど、組織的に事態を改善していくために第三者的な視点を導入するような体制の強化が必要だと考えています。具体的には、先ほど笠原委員がおっしゃっていたスクールロイヤー制度をぜひ創設していただいて、学校の先生が、今、世の中の的には学校の先生は大変だ、仕事が忙しい、ブラックだよというような流れがあろうかと思うんですけども、大体そういうところの表面に出てくるのはちょっと対応の難しい親御さんの対応と

いうのも大きなウエートを占めるかと思うんですね。そういうところをこのスクールロイヤーの方に相談しながら解決していくことができるのであれば、学校の先生は授業の時間ですとかもっと子どもに向き合う時間が取れて、子どもの小さな意見ですとかそういうところも敏感にキャッチすることもできるのかなと感じます。ぜひ予防教育の実施の観点からも、スクールロイヤーの導入をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○植原総合経営部長 ありがとうございます。

最後に、柴田委員、お願いいたします。

○柴田委員 このたびの報告書を拝読しまして、子どもの育つ環境というのはその子どもを取り巻く大人次第で作られるものだということを改めて実感しました。特に子どもにとって縦の関係にある保護者とか教員ではなくて、斜めの関係にある地域の方たちや、それから今回提言するスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーとか我々教育委員会の委員も子どもにとっては斜めの関係の位置に当たるものです。こういった斜めの関係にいる大人というのは、子どもを直接評価しませんし、生活に直接影響を及ぼすものではないですが、しっかりと子どもが育つ上でサポートしなければならない、こういった存在がいじめを防止するためにはより一層力を合わせて取り組んでいく必要があるという認識を改めて持ちました。

そこで、現在の若者の傾向ですが、バーチャルな世界に依存しがちな若者も一部おりますし、また、リア充という言葉が若者の中でもよく言われていますが、リアルな世界での充実感とバーチャルな世界というのと区別して日常会話の中で若者が話していたりということもよく耳にします。これからの次代を担う若者たちは、特にSNS教育というものが必要になってくるものと思ひまして、私の方からは8つの提言の中の6つ目、「SNS教育」についてお話しさせていただきたいと思ひます。

こういったSNS教育、情報モラル教育というのは、学習指導要領の中でも、情報社会で適正な活動を行うためのもとになる考え方と態度を情報モラルと定め、各教科、特別の教科道德の時間も含めまして、この各教科の指導の中で身につけさせるということを前提としております。ですが、それだけでは不十分というような現状もございます。先ほど教育長もおっしゃったように、教員の多忙な状況もありますので、そういった中で外部の機関、民間の企業などにSNS教育をお願いするという形で、まずは提言させていただきたいと思っております。

LINEなどでのやりとりでは、対面のコミュニケーションでは考えられないような誤解を生じる可能性も少なくありません。こういった情報化の影の部分に対応するような、トラブルの事例を多く蓄積している民間の情報機器会社を初めとした団体に、特にいじめに特化したSNS教育を全小学校6年生を対象として実施するということを提言させていただいております。SNSを含むネット環境に関しまして、もちろんその利便性というものがありますけれども、利便性とともなエチケットやリスクなどを含めてその付き合い方などをしっかりと考えられるということを、実践可能なレベルに落とし込めるようなSNS教育が必要だと思ひます。

それから、親世代の方たちも実は知らないことも多いと思ひますので、親世代、そしてまた

教員も共有するという形で、教員の学びの場としてもこのSNS教育というものは機能するものと思っております。

SNSを一概に悪いものとして見るというのではなくて、あらゆる側面からそのメリットというものも学びつつ、それからそれがもたらす負の側面もあるということ、こういったいじめに発展するような子どもであればそういう事例も含めまして、例えば健康を害するような斜視というような視力の問題など、それから生活リズムであるとか、それから人権の問題とか知的財産権、著作権などを含めたもの、肖像権、これらの扱いなども含めて、子どもも教員も保護者も学ぶSNS教育というものが必要であろうと思います。

また、この教育を行う企業にとりましても、子どものユーザーの実態を知る機会が欲しいという希望もございます。そして、その子どもたちがこれからSNSを使っていくに当たって、企業の方々も子どもに向けてさまざまな工夫を施したシステムを構築してもらいたいというふうに希望します。

以上です。

○植原総合経営部長 ありがとうございます。それぞれお話をいただきました。

それでは、市長からもお話をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○石森市長 ただいま、教育長をはじめ、教育委員の皆様方から今後の対応について御意見をいただきました。今後の対応についてまず大切なことは、お話にもございましたように、いじめはどの学校現場でも起こり得るとの認識に改めて立つこと、そして、日々、子どもたちの身近にいる教員が学校現場において子どものちょっとした変化に気づき、寄り添った対応をしていくことが何よりも重要であると考えております。また、いじめにつきましても、学校外でも起こり得る、そのようなことがございます。特に近年、子どもたちの間でも急速に広がっておりますSNSにおきましても、コミュニケーションでの誤解も生じやすいいじめになりやすい環境であること、そのため、喫緊の課題として先ほどお話しいただいた対策を速やかに取り組んでいただきたいと、そのように考えております。さらに加えて、子どもにとって身近に相談できる大人がいること、これは非常に重要であるというふうに思います。こうしたことを市民、保護者の皆様に対して周知を図っていききたいと、そのように考えております。

また、地域や保護者、警察署などの関係機関、団体の代表が一堂に会する青少年問題協議会などの場も活用いたしまして、学校と地域とが連携して子どもを見守る環境づくりを推進していきたいと、そのように思っております。

さらに、今回、対策に挙げられております心理の専門家でありますスーパーバイザー、そしてまたスクールロイヤーなどの専門家による支援、これを充実させまして、さまざまな立場からの見守る機能を高めていくことが重要であると、そのように思います。市といたしましても学校現場の環境整備には最大限努めていきたいと、そのように思っております。

最後に、本件を通じていじめに苦しむ子どもや保護者に向き合い、さまざまな支援を通じて孤立化させないことの大切さを改めて痛切に感じるところでもございます。教育委員会と市長部局とが連携をより一層密にしながら、再発防止に全力を挙げて取り組んでいきたいと、その

ように考えておりますので、どうぞ委員の皆様方にもなお一層の御支援、御協力を賜ればと、そんなふうに思っております。ありがとうございました。

○植原総合経営部長　　ありがとうございます。

では、次の議題に移ります。協議・調整事項の2になります。生涯学習スポーツ部及び図書館部における各計画の策定についてです。本年度策定を進めております各計画の概要や策定状況について教育委員会から説明をし、教育委員から各計画に関する施策について御意見をいただいた後、市長からも計画に対する要望等について御意見をいただきたいと考えております。

まず、生涯学習プラン及び歴史文化基本構想について、生涯学習スポーツ部より二点続けて御説明いただければと思います。よろしくお願いたします。

○小山生涯学習スポーツ部長　　生涯学習スポーツ部長の小山と申します。よろしくお願いたします。

それでは、資料の3、それから資料の4に基づきまして、それぞれ計画の策定状況及び概要について御説明いたします。まず、資料の3、八王子市生涯学習プランの策定状況についてでございます。

1枚目の下段、八王子市生涯学習プランの位置付けでございますけれども、市の基本構想・基本計画であります八王子ビジョン2022に基づき、また教育委員会のマスタープランとも言える八王子市教育振興基本計画、これに基づきまして市の計画として策定をするものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、次のページの上段、2、新たなプランの概要でございますが、現在の計画が令和2年の3月31日をもって満了となるため、それに引き続く計画として令和2年の4月から令和6年度いっぱいまでの5年間の計画として策定をしております。

目指す姿（基本理念）ですが、これは現在の計画にもある、「市民・地域とともに高めあう 学びのまち～みんなが まなぶ 活かす つながる～」、これを継続して掲げてまいります。

その下段、(3)見直しのポイントですけれども、第3期教育振興基本計画に掲げられております、家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進、それから人生100年時代を見据えた生涯学習の推進、障害者の生涯学習の推進、これを踏まえまして、さらに本市の生涯学習審議会からの答申にもございます、生涯学習における、学校と家庭・地域との連携に関すること、人生100年時代の生涯学習に関すること、これらをもとに八王子ビジョン2022の「目指す姿」の実現に向けた個別計画として策定をしている状況でございます。

次のページに移りまして、上段、(4)盛り込む内容ですけれども、先に下の「まなぶ 活かす つながる」という図を御覧いただきたいんですけれども、まず「まなぶ」、生涯学習ですから学ぶということがまず基本にあります。この学びを、自ら学ぶだけではなくてそれを学んだことを発揮していただくという、「活かす」という、そういうところにつなげてもらえるような施策を展開していく。活かすことで、例えば地域で活かす、自分の個人的なグループで活かす、どういうかし方でも良いんですけれども、そこでいろんな方とつながっていただく、いろんな団体とつながっていただく、そういうことをうまく循環させていただきたいという形で今回

考えております。

上の（４）に戻りますけれども、例えば「まなぶ」でいきますと左上の社会人の学び直し、いわゆるリカレント教育といわれているものですが、現計画にはこのような視点が入っておりませんので、現在策定中の計画にはこれをまず重点に置いていきたい。

右下、こちらも「まなぶ」なんですけれども、生涯学習というと、割とシニアの方が趣味のようなことをするというイメージがあるんですけれども、そうではなくて子どもの時から、子どもは学校で学校教育で勉強しますけれども、そうではなくて、子どもの頃からいろんな活動ですとか体験ですとか、そういうことで学びをしてもらうということも視点として入れております。

次に、「活かす」、「つながる」というところですけども、右上の写真ですけども、これは学校と家庭と地域が、これは畑で芋掘りをしている絵でございまして、こういうことを通じて学校と地域がつながったりシニアと子どもたちが交流してもらったりというようなことにつなげていきたいと考えております。

続いて左下、大学生の活躍がございまして、これは生涯学習審議会からも言われていることですが、本市は全国有数の学園都市ということもありまして、全国からいろんな大学生が集まってくる、各地域のいろんな行事等もございまして、そういったものをただ単に大学に来て八王子に住んで、大学と住居を往復する、というだけではなくて、大学生の力を地域に活かしていただくような活躍の場を設けていきたい、そのようなことで考えております。

ページをめくりまして、（５）の新たなプランのイメージですが、現行プランが基本施策４本立てにしておりますが、そこを再編いたしまして、より分かりやすくするために新プランでは３つの基本施策に整理をしております。誰もが学べる環境づくり、これが「まなぶ」、学びから広がる地域づくり、「活かす・つながる」、それらを支える基盤を作るというこの３本立てで計画を現在策定しております。

最後に、資料にはございませんが、今後のスケジュールといたしまして、今後、教育委員会の定例会にお示しして、そこで御意見をいただいた後、市として計画素案の内容を決定して、１２月の半ばから１月の半ばまでパブリックコメントを実施し、来年の３月に計画を策定して公開していく予定です。この生涯学習については、市民の方にぜひ、全く生涯学習をやっていない方というのはいないはずですが、自分でそれを生涯学習という形で認識されている方が余りいないという実態があることと、学びたいんだけどどこに行ってもどうすればそれが学べるかというのがなかなか分からない、市民の方に分かりづらい状況があります。そこで、生涯学習スポーツ部だけでやっているだけではなくて市のさまざまな部署でそういうことをやっておりますので、来年度、それらを一元的に、市の中で生涯学習につながるいろんな講座が一元的に分かりやすく見られて、かつ、そこから申し込み等もできるような仕組みをこれから構築してまいりたいと考えております。

続きまして、「八王子歴史文化基本構想」について、資料の４に基づきまして御説明をいたします。

まず、下段です。「歴史文化基本構想」とはということですが、これまで単体の文化財を保護していくということを国でも市町村でも都道府県でもやっておりましたが、この歴史文化基本構想は、その文化財とそれを取り巻く周辺の環境、それらを幅広く歴史文化資源として価値づけして守るべきものと、それらをまた総合的に保存、かつ、活用をしていくという、そういう考え方の基本的な方針を示すものでございます。

ページをおめくりいただきまして、この構想の基本理念、基本目標、基本方針ですが、ここに表記してございます。基本理念は、「わたしたちが守り育てる みんなのふるさと八王子～「知と技」を伝える歴史文化を未来へ～」としております。また、基本目標を「歴史文化を活かしたまちづくり」と、まさに具現化した基本目標としておりまして、方針としては5つを掲げております。

下段、歴史文化資源というものですが、今まで文化財として保護しようとしたのは一番上の国ですとか都道府県とか、本市でも指定しておりますけど指定文化財というものがあまして、指定には至らないものの、さまざまな例えば掘ってきた土器なども文化財としてありますが、先ほども申し上げたように、それらの周辺環境も含めて歴史文化資源と位置づけるものでございます。

ページをおめくりいただきまして、これらの関連文化財群を「はちおうじ物語」という10のストーリーに仕立てて策定しております。100周年で市史編纂事業をこれまでやってまいりまして、10年間かけて良い市史編纂ができているところなんですけれども、なかなか一般の方に気軽に読んでもらえるような作りにはなっていないこともございます。この歴史文化基本構想については、計画の形はとっておりますけれども、気軽に皆様に読んでいただいて八王子の歴史について学んでいただけるような形にしたいと考えておりまして、生涯学習や学校の教材といったものに広く活用していきたいと考えております。

今後の取組についてですが、平成29年に文部科学大臣が文化審議会に対して、文化財をまちづくりに生かしつつ、継承の担い手を確保して地域社会全体で体制整備するためには、という趣旨の諮問をしております。その諮問に対して出てきた答申をもとに、平成30年に文化財保護法が改正されまして、平成31年の3月に「文化財保存活用地域計画の策定について」という指針を出しておりますが、今後この構想をもとに、この構想が基本計画に当たると、この文化財保存活用地域計画というのは具体的な目標ですとか事業ですとか期間ですとかそういうものをあらかずアクションプラン的なものになりますけれども、これを引き続き策定して、計画を作るだけではなくて、これから文化財を活用してまちづくりに活かしていく構造に移してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

- 植原総合経営部長　それでは、続きまして、第4次読書のまち八王子推進計画について、図書館部長より説明をお願いいたします。
- 佐藤図書館部長　それでは、続きまして第4次読書のまち八王子推進計画について御説明いたします。資料5を御覧ください。

まず、本計画ですけれども、読書のまち八王子の実現に向け全市を挙げて取り組むための事業実施計画となっております。また、計画の位置付けですが、先ほどの生涯学習プランと同じ図を使っておりますけれども、上位計画と整合した形のものとなっております。また、子どもの読書活動の推進に関する法律及び国の第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画、こういったものも反映しております。

次のページを御覧ください。

計画策定の背景といたしまして、令和元年度に第3次計画が満了いたします。また、先ほど申し上げました国の第四次計画、これが平成30年の4月に改定されましたのでそれを反映すること、またさらに学習指導要領が改定されておりますので、こういったことも踏まえて改定してまいります。また、社会的な情勢としまして、人口減少・高齢化の進展、情報通信手段の普及・多様化、こういったものを踏まえて変更していこうというふうに考えております。

計画期間ですけれども、本計画は令和2年度から6年度までの5か年計画としておりますが、社会情勢の変化や進捗状況等により見直しを行ってまいります。

次のページをお願いいたします。

4番の計画の全体像ですけれども、基本指針としては「いつでも、どこでも、だれでも」読書に親しめるまち八王子といたします。これは、平成16年に策定されました読書のまち八王子推進構想に基づくものでございまして、以下、3つの基本方針と計画の基盤で構成しております。

この3つの基本方針ですけれども、それぞれ「いつでも」と「どこでも」、あと「だれでも」、これに対応するという形でまとめております。

まず、基本方針1の「全ての世代への切れ目ない読書活動支援」では、乳幼児期から高齢者に至るまで切れ目ない読書活動支援を行ってまいります。特に不読率の高い中高生に向けましては、ビブリオバトルや職場体験、あるいは選書作業、こういったものを経験してもらうことで読書の大切さや読書の楽しさ、こういったものを知ってもらいたいというふうに考えております。また、勤労・高齢者向けについては、学び直しの支援などを考えていきたいというふうに考えております。

次のページをお願いいたします。

「つながりによるサービスの展開」では、図書館と関係が深い地域や学校、関連団体、また他市の図書館等と連携して、身近に本がある読書環境を整備してまいります。平成30年度世論調査では、図書館を利用しない理由のうち、約3割の方が「身近に図書館がない」ということをあげております。また、図書館には、地域の情報拠点、交流やつながりを生む場としての役割も求められております。このようなことから、学びの場、地域の情報拠点としての機能、例えばデジタルアーカイブ化を進めるほか、図書館と関連がある団体や大学、こういったところとの連携を図るとともに、イベントへ参加したり協力したりといった連携も図ってまいります。

次に、基本方針3「だれもが身近で使いやすい読書環境の整備」ですけれども、これは支援

が必要とされる、障害のある方や高齢の方などにとって、図書館というのは利用しやすい施設となっていく必要がある、というふうに考えております。本年6月に読書バリアフリー法が制定されたことから、さまざま障害のある方でも利用しやすい環境が求められております。このため、計画では電子書籍や障害者向けの音訳資料の充実、また高齢者向けには宅配サービスや高齢者施設への団体貸出、こういったものを充実していくほか、老朽化が進んでいる中央図書館などの施設改修、こういったことも視野に入れて、読書に親しむ環境を整備していきたいと考えております。

なお、これらの基本方針のベースとなる取組、この3つの方針を進めていくための計画の基盤としてまとめているところです。この取組については、図書館司書のレベルアップを図ってレファレンス能力を向上していくとか、あるいはそれに向けた研修を実施していくようなこと、あとボランティアの方、かなりたくさんの方がいらっしゃいますけれども、そういった方の養成をしてまた人材育成をしていくということ。もう1つが、図書館のやっていることがなかなか伝わっていない、というようなことも耳にしております。こういったことも市民に適切に伝えていくように、効果的な情報発信をしていくというふうに考えているところでございます。

以上が第4次読書のまち推進計画の概要となります。説明は以上です。

○植原総合経営部長 それぞれ御説明いただきました。

それでは、教育委員の方に御意見をいただきたいと思っております。初めに、生涯学習プランについて、笠原委員、お願いいたします。

○笠原委員 生涯学習プランを今策定中ということで、非常に夢の広がる計画だと思っております。このプランを活かしていただくために、二点ほどお願いをしたいなと思っております。

一点目は、八王子市にはたくさん、利用価値の高い文化的な活動ですとかスポーツのイベントなどがあるということはわかっておりますが、先ほども御説明にあったように、それを情報として市民にたくさん伝わるように、そして利用しやすいように情報発信のまとめをしてもらい、市民が自分のライフサイクルに合わせてこれをやりたいなと思った時にそこにアクセスできるような情報の発信をしていただくということは、とても大事ななと思っております。分かりやすい発信の方法をお願いしたいと思います。

二点目ですけれども、この「みんながまなぶ 活かす つながる」ということで、6ページ目に輪になって循環するということが書いてありますけれども、例えば、子ども時代にお祭りがある時に太鼓を習うと、そもそもその太鼓を習っている子たちが、学校に余り行きたくないなんていう子だとしても、お祭りの太鼓の練習には行きたいと思、そこでまず学ぶということを行います。それをお祭りという場所で活かすことができ、その時に教えてもらうのは大人の人だったりちょっと年上のお兄ちゃん、お姉ちゃんだったりした時に、それがつながるということになって、本当にこの輪がぐるぐる回っていくなと思、その子が仮に学校に余りなじまなかったとしても地域になじんでいって、そうやってその太鼓のスキルを持ってその子が大きくなった時にまた次の子たちに教えられるというような、本当にそういった循環

ができるようなつながりのある活動にプログラムを作っていただけたらと思います。もちろん八王子でやっている宇宙のお話を聞けることとか、すてきな選手を呼んできて一緒に体験ができるですとか、そういうこともとてもすばらしい体験ですし、それから海外との交流ですとか、その横断面でその子が体験して学んで、大人になって新しいスキルを誰かに教わって学ぶ、これ自体もその個人として得るものはとても大きいと思いますが、その得たものを次に循環していくというようなイメージを忘れずにやっていただけたら、とても豊かな循環になっていくなと思っております。よろしく願いいたします。

○植原総合経営部長　ありがとうございます。

それでは、続きまして、歴史文化基本構想について、伊東委員お願いいたします。

○伊東委員　歴史文化基本構想につきまして御説明いただきまして、ありがとうございました。

御説明を伺いまして改めて文化財の意義や、あるいは文化財を保存・管理していくことの意義、あるいは重要性について、私自身の認識を深めさせていただきました。

御説明の中にもあったかと思いますが、文化財というのは、よくいわれますように人類の文化的活動によって生み出された有形無形の文化的所産のことである、というふうにいわれております。こういったものは、歴史や文化について正しく理解していく上で欠くことのできない、私たち人類全体の財産でもありますので、この貴重な財産をしっかりと守り後世へと受け継いでいかなければならない義務があるわけでございます。その意味でこの歴史文化基本構想は、文化財保護のマスタープランというふうに言えるものだと思いますし、文化財を生かした地域づくりに資するものでもあるかというふうに思います。八王子市が歴史文化基本構想を策定し、その基本理念として「わたしたちが守り育てる みんなのふるさと八王子～『知と技』を伝える歴史文化を未来へ～」、こういう理念を掲げられ、そして基本目標を「歴史文化を活かしたまちづくり」とされたことは、本当に豊富な文化財を有する八王子市にとって極めて明確な理念と目標であるというふうに思いますし、今後、八王子という地域をさらに活性化させていく上で、市民の皆様にとっても大変分かりやすいものになっていくのではないかというふうに感じております。

私事で大変恐縮でございますけれども、先月初めにドイツのフランクフルトとかハイデルベルク、ミュンヘン、こういった都市に行ってまいりましたけれども、そういった都市では中世から近代までの歴史的遺産が大切に保存・管理されておりまして、またそうした文化遺産を中心にまちづくりが行われている様子、こういったものを目の当たりにしてまいりました。そうした地域の方々は、まちの文化遺産を本当に大切にして、世界中の方々に見てもらいたいというふうに思っているんじゃないかと、また末永く後世に伝えていきたいと、こういったことをみんなでも共通理解している、そういったことを伺ってまいりました。ぜひ八王子市におきましても、市民の方々が、この歴史文化基本構想を市民全体で共有して文化財を大切に守り、後世に伝えていくことの意義を理解し、たくさんの方々に八王子のすばらしさを知っていただくための取組に参加していただけるよう、この歴史文化基本構想を周知徹底してもらいたいなというふうに思っております。特にこの『知と技』を伝える歴史文化」という表現があるんですけ

れども、このあたりの説明については、はちおうじ物語との関連なんだと思いますけれども、この歴史文化基本構想との1つの関連から分かりやすい御説明ができるとありがたいかなというふうに思っておりますので、その点、お願いということでよろしく申し上げます。

以上でございます。

○植原総合経営部長　ありがとうございます。

続いて、第4次読書のまち八王子推進計画について、柴田委員、お願いいたします。

○柴田委員　第4次読書のまち八王子推進計画の策定についての御説明、ありがとうございます。た。

読書のまち八王子のまちづくりの拠点は、図書館であろうと思います。この図書館をより一層充実させるということが必要だと思います。私なりにこのまちづくりに図書館の果たす役割というものを考えてみましたので、私見を述べさせていただきたいと思います。

理想は「市民と協働して作る図書館」ということだと思います。いただきました資料の5番、基本方針のところに人生100年時代を見据えた生涯発達という、時系列的に乳幼児から高齢者までの、全ての世代への切れ目のない読書活動支援というものが示されております。こちらを拝見しまして、例えば乳幼児であれば、今の幼児は特に刺激的なメディアになじんでおりますので、読み聞かせをするにも工夫が必要だと思います。例えば楽器を取り入れたりとか、ぬいぐるみを用いたりとか、それから読み聞かせのよさ、お母さんの声での読み聞かせであったり、膝の上に乗せての親子のふれあいであったり、こういったところに特化した子育て支援というところも取り込んだ、乳幼児のブックスタートというものが必要になってくると思います。

また、就学する小学生から高校生までの支援としましては、やはり学校図書館との連携が必要不可欠になってくると思います。特に夏休みの間に文学に触れる、文学を深く読むという、読書会のような活動を、教員ではなくて学校司書が中心となっていくということも必要なのではないかと思えます。

それから現役世代、社会人とこれは一くくりにされていますが、例えば現役世代の支援としましては、こちらに書いてあることももちろん必要ですけれども、例えば地域経済の活性化につながるような企業支援ということで、これから新しく何か会社を作ろうというような市民に対して、例えば商工会議所のようなところと連携をして、起業に必要なノウハウをデータベース化して図書館で管理するとか、何か仕事を取得するための資格、スキルアップのための資格を後押しするデータベースなどを整備するというようなもの、またその情報と市民をマッチングするというような機能も求められると思います。

それから、人生100年時代ということで高齢期が長くなってきております。高齢者支援というところでは、例えば、認知症カフェというものがさまざまな図書館で開催されておりますが、本を素材として認知症を予防するようなものであるとか、それからもう認知症の症状が見られる方が、付き添いの方と一緒に訪れてみんなで本を通してくつろぐ、またはその場では、介護される人と付き添いの方が別々の場に分かれて、付き添いの方の息抜きの場としての図書館の役割というものも求められるのではないかと思います。

それから、地域の図書館ならではというところで、郷土資料のコーナーの充実というところも取り入れていただきたいというふうに思います。先ほどお話がありました八王子市史ですけれども、こういったものをもっと広く図書館を通じて市民に広めたい、それから八王子千人塾に参加する市民の方の調べ学習を製本して、その成果を図書館で発表したりとか、それから八王子をフィールドとした各大学の卒業論文とか修士論文のような学位論文なども、郷土コーナーに置いてみてもおもしろいのではないかと思います。実際にそういうことをしている自治体も幾つかありまして、その図書館でしか出会えない資料というものがあります。そういったところには、全国各地から例えば八王子市に関心がある人たちが来て調べ物をしたりという姿が見られるのではと思います。

この計画の基盤に関しましては、やはりアクセスのよさが大切です。図書館というのはアクセスがよくないとなかなか訪れることができません。ですので、図書館の分室、みなみ野とかにある分室の一層の充実というところと、それから司書の研修の充実とありますけれども、この司書と学校司書、そして学校司書と学校の教員、教員の行う授業との連携というものを一層図るということが必要なのではないかと考えます。

以上です。

○植原総合経営部長 ありがとうございます。

それでは、各計画について、市長、いかがでしょうか。

○石森市長 まず、生涯学習プランでございますが、このプランにつきましては、市民の皆様一人ひとりが生涯にわたりいつでもどこでも学習することができ、その成果を地域活動などに活かすことができる、市民、地域とともに高めあう学びのまち八王子を目指していくものであります。これからは人生100年時代を見据えて、子どもたちが学校外でも地域の人と触れ合い、さまざまな体験を通じて学ぶ楽しさを感じ、また多様な価値観に触れていくことが豊かな人生につながっていくと考えております。そのため、地域と学校との連携を深め、幅広い分野における体験や学習活動の機会を子どもたちに提供していくことがますます重要となってまいります。今後、教育委員の皆様のお力添えもいただきながら、施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、歴史文化基本構想につきましては、市政100周年のレガシーでもある本市の魅力ある歴史を次の100年につなげていくものとなります。基本理念にあるとおり、本市の歴史文化を守り育て、ふるさと八王子の魅力となるよう具体的な取組につなげてもらいたいと思います。特に八王子の歴史文化の特徴をまとめたはちおうじ物語につきましては、子どもたちにも広く知ってもらい、歴史文化を活かしたまちづくりの時代の担い手となることを期待しております。市といたしましても、この構想でまとめた本市の歴史的な魅力を活用し、地域の活性化につながる日本遺産の認定に向けて準備を進めていきたいと思っておりますが、昨日も東京都知事との意見交換という場がございまして、その中で私から2つの要望をお伝えいたしました。そのうちの1つがこの日本遺産の認定なんです。これはオリンピック前までに100か所、日本全国で認定するというところでスタートしておりまして、まだ東京都は1つも認定され

てないということの中で、八王子市といたしましては年内には申請をするというそういう予定になっておりますけれども、東京都からぜひバックアップしてほしいというような、そのようなお話をさせていただきました。

最後に、第4次読書のまち八王子推進計画についてでございますが、言うまでもなく、子どもの読書活動は人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠かせないものとなります。昨年、中央図書館での子どもたちを対象とした調べ物学習の体験講座におきまして、八王子千人塾に参加している御高齢の方との本を通した世代間交流が生まれました。現在、市では中学校区を基本とした地域づくりの基本方針を策定しているところでありますが、こうした交流や学び合いが学校図書館でも展開され、地域における多世代の交流拠点の1つになっていくことを期待しております。また、子どもや若者たちにとってほっと一息つけ、自由に思いをめぐらすことができる居心地の良い居場所となることも、大切であると考えております。図書館は全ての世代の人々が思い思いの時間を過ごせる、そんな場所でもございますが、今後は子どもを含めた若い世代にとっても、より身近で自分の居場所の1つだと感じてもらえるような魅力的な施設にしていきたいと考えております。全ての市民の皆様が読書を通した学びを楽しみ、読書をきっかけに市民の皆様がつながるまちづくりを進めていくため、今後とも教育委員の皆様のお力添えをいただきますようよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○植原総合経営部長 ありがとうございます。

それでは、協議・調整事項（3）その他に移ります。

現在、開催中でございます市議会第3回定例会におきまして、子ども・子育て施策と学校教育にも関わる請願が採択されましたので、その内容について子ども家庭部長より報告をしてもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小俣子ども家庭部長 子ども家庭部長の小俣です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和元年第3回市議会定例会に提出されました「働きながら障害児を育てられる環境整備に関する請願」が採択されましたので、説明をさせていただきます。

本請願の趣旨でございます。

待機児童の少ない学童保育所においては、障害の有無に関係なく小学6年生まで利用することができるが、それ以外の学童保育所については、健常児は小学3年生まで、障害児は4年生までで退所しなければならない。障害児については、退所以降、放課後デイサービスを利用するか、小学6年生まで受け入れている学童保育所に移転しなければならない。就労している保護者にとって、放課後デイサービスは開所時間が短く利用が困難である。通いなれた場所から友達のいない学童保育所へ転所するには子どもに大きな負担があり、また、送迎する保護者にも負担が大きい。これらの現状から、学童保育所における受け入れを小学6年生まで可能とするよう環境整備を図ること、以上が請願の趣旨でございます。

今後も、全ての児童にとって、放課後の居場所も含め安全・安心な子どもの居場所の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

私からは以上です。

○植原総合経営部長 教育長の方で何かございますでしょうか。

○安間教育長 今回の請願ですが、障害のある子どもに限らず、考えてみれば働きながら子どもを育てられる環境というのは当たり前存在しなければいけないのではないかなというふうに考えております。そのためには、全ての子どもたちにとって放課後を含めた安全・安心な居場所、これは必要不可欠だろうなというふうに思っております。可能なところから着手するべく、教育委員会としても今申し上げたようなそんなまちを作り上げていくために、市長部局との連携を一層深めてまいりたいと思っております。

以上です。

○植原総合経営部長 ありがとうございます。

それでは、本日予定しておりました議題は以上でございます。

次回は、年明けの令和2年2月21日金曜日、午前9時からを予定しております。詳細につきましては、後日御連絡いたします。

以上をもちまして、第2回八王子市総合教育会議を終了いたします。ありがとうございました。

【午後2時50分閉会】